

社会福祉法人ゆうかり 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び定款第22条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員等は次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 常勤理事
- (3) 非常勤の役員（理事及び監事のうち、常勤の理事以外の者）
- (4) 評議員
- (5) 評議員選任・解任委員
- (6) 第三者委員
- (7) 運営協議会委員

(報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、報酬の総額については、役員は各年度毎に5,000万円を超えない範囲で、評議員は定款に定めた範囲で支給することとする。

- (1) 理事長の報酬は月額とし、社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程に定める額に別表に定める額を加えて支給する。
- (2) 常勤理事の報酬は月額とし、社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程に定める額を支給する。
- (3) 非常勤の役員に対する報酬は、理事会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、下記報酬額一覧より報酬を支給する。
- (4) 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、下記報酬額一覧より報酬を支給する。
- (5) 評議員選任・解任委員に対する報酬は、評議員選任・解任委員会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、下記報酬額一覧より報酬を支給する。
- (6) 第三者委員に対する報酬は、第三者委員会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、下記報酬額一覧より報酬を支給する。
- (7) 運営協議会委員に対する報酬は、運営協議会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、下記報酬額一覧より報酬を支給する。

報酬額一覧

	報酬	
	交通費	日当
理事会	1,000円	10,000円

評議員会	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
監査	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
第三者委員会	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
運営協議会委員会	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

(準用)

第4条 交通費において、最も経済的な経路及び方法に基づいて計算した際に上記金額を超える場合、また、この規程に定めていない事項については、別途定める旅費規程を準用することとし、鉄道賃等については管理職の額と同様の取り扱いとする。

(手当の支給)

第5条 第2条第1号に掲げる者に対して、以下の手当を支給する。

- (1) 扶養手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額
- (2) 住宅手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額
- (3) 通勤手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額
- (4) 管理職手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額
- (5) 期末勤勉手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 理事長の報酬の支給日は、毎月25日とする。但し、当該日が休日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 特別な事情がある場合には、支給日を変更することがある。

3 理事長の報酬は、法令に基づき理事長の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人名義の指定金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(新たに役員となった者の報酬)

第7条 月の途中において、新たに理事長に選任された者に対する選任当月分の報酬については、別表に規定する額を当該月の休日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日にいたるまでの休日以外の日数を乗じて得た額を支給する。その他については、社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による。

(役員でなくなった者の報酬)

第8条 理事長が月の途中において退職したときのその当月分の報酬は、別表の額の日割計算によって支給する。ただし、理事長が死亡したときのその当月分の報酬は、第3条・第4条に規程する額の全額を支給する。

(端数の取扱い)

第9条 この規程に定めるところによる報酬の計算において生じた円未満の端数は、切捨てるものとする。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. 平成28年 4月 1日 改正
3. 平成29年 4月 1日 改正
4. 令和 2年 4月 1日 改正

別表

役職名	報酬の額（月額）
理事長	100,000円